平成２９年（フ）第９４号
栃木県足利市山川町96番地６、前住所栃木県足利市寿町12番地１
債務者　吉澤　和江
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第９６号
栃木県足利市借宿町149番地　第２浅間台ハウス502
債務者　栗原　　勝
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第９８号
栃木県足利市上渋垂町407番地１　レオパレスウィル55　204号
債務者　根岸　秀直
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４１３号
静岡県袋井市松袋井90番地　岡野借家　南東
債務者　清水　徹也
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
静岡県袋井市松袋井90番地　岡野借家　南東
債務者　清水フキ子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
静岡県浜松市中区和合町315番地の208　ガーディアン202、前住所静岡県浜松市中区富塚町2132番地の24　弥生マンションＳ－１－303
債務者　谷口　文香
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
静岡県浜松市南区高塚町4346番地の11
債務者　藤田美保子
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８２１号
大阪府八尾市太子堂２丁目２番46号、前住所大阪府東大阪市花園本町２丁目５番21号ハーモニーハイツ花園本町　305号
債務者　備前　政彦
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８７号
大阪市東淀川区東中島１丁目７番15―503号
債務者　大迫　　洋
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５８号
大阪府八尾市旭ヶ丘４丁目24番地　シヤルル・コート・ラペ110号
債務者　樋口彰子こと　桝村　晴美
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８４号
大阪市旭区大宮５丁目６番３号フジパレス大宮303
債務者　岡田　大樹
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８６号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番11―1001号
債務者　金田　淳也
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８９号
大阪府寝屋川市仁和寺町27番20号（403号）
債務者　松澤　喜代
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４号
岡山市南区当新田356番地42
債務者　立岡　文惠
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部